

市有財産売却 随時募集要領

令和7年8月

えびの市

1. 売却物件

種 類	所在地番	地 目	地積(㎡)	売却価格(円)
土 地	宮崎県えびの市大字原田字恵比須田 3215 番 2	宅 地	400.75	5,000,000

※物件の北側（市道）との境界付近にコンクリート（解体したブロック塀の基礎）がありますが、売却にあたっては、現状渡しとします。

2. 申込資格

申込は、個人、法人を問わず可能ですが、次のいずれかに該当する者は申込できません。

- （１）地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項第 2 号から第 6 号までの規定に該当する者。
- （２）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがされている者。
- （３）破産法による破産手続開始の申立てをされた者。
- （４）会社法第 475 条に該当する者。
- （５）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく営業を行おうとする者。
- （６）国税、地方税等を滞納している者。
- （７）当該物件の転売を目的とする者。
- （８）えびの市暴力団排除条例第 2 条第 1 号から第 3 号までに規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者。

3. 申請書等の提出

- （１）普通財産譲渡申請書の提出

普通財産譲渡申請書の各項目を記入し、添付書類とともに「4. 提出先」へ提出してください。

- （２）申請者が個人の場合の添付書類

- ①利用計画書
- ②暴力団に関与のないことの誓約書及び調査同意書（個人用）
- ③住民票抄本
- ④申請者がえびの市内に在住の場合は、滞納のないことの証明書
- ⑤印鑑証明書
- ⑥委任状 ＊代理人に権限を委任する場合にのみ提出してください。

- （３）申請者が法人場合の添付書類

- ①利用計画書
- ②暴力団に関与のないことの誓約書及び調査同意書（法人）
- ③履歴事項全部証明書
- ④えびの市内に本社、事業所等がある場合、滞納のないことの証明書（市税）
- ⑤滞納のないことの証明書（消費税及び地方消費税）
- ⑥印鑑証明書
- ⑦委任状 ＊法人の代表者が代理人に権限を委任する場合にのみ提出してください。

- （４）申請者が個人事業主の場合の添付書類

- ①利用計画書
- ②暴力団に関与のないことの誓約書及び調査同意書（個人事業主用）
- ③住民票抄本
- ④申請者がえびの市内に在住の場合は、滞納のないことの証明書
- ⑤印鑑証明書
- ⑥委任状 *代理人に権限を委任する場合にのみ提出してください

4. 提出先

- (1) 提出場所 えびの市役所本庁（3階）財産管理課 管財係
※電話、郵送、FAX 等による提出は受け付けません。直接、来庁のうえ提出してください。
- (2) 時 間 午前9時から午後5時まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）

5. 契約の締結

売却の決定後、売買契約を締結します。なお、売買契約書（市が保管する契約書1部）に貼付する収入印紙は、譲渡申請者（以下「契約者」という。）の負担となります。

- (1) 契約締結場所 えびの市役所本庁（3階）財産管理課
※契約の日時については、申込者へ事前に連絡します。
- (2) 持参するもの
 - ①実印
 - ②契約に係る収入印紙 1,000 円分（令和9年3月31日までに作成される契約書の場合：令和7年6月現在）
 - ③所有権移転登記に係る収入印紙（登録免許税用） 45,600 円分（令和8年3月31日までに登記を受ける場合：令和7年6月現在）

6. 売買代金の支払い

売買代金の支払い方法は、次の2通りあります。

- (1) 契約時に一括納入する場合
契約と同時に一括して納入していただきます。
- (2) 契約時に契約保証金を納付し、契約締結後20日以内に残金を納入する場合
※契約保証金とは、契約者が契約したにもかかわらず契約を履行しないことにより市が被る損害に備えるものです。
 - ①契約保証金の支払方法
 - ア 契約者は、契約締結の際、市が発行する納付書により、売却代金（契約金額）の100分の10以上の現金を契約保証金として納入してください。
 - イ 契約保証金は、その受入期間について利息を付しません。
 - ②売買代金の支払方法
 - ア 契約者は、市が発行する納付書により、契約締結後20日以内に売買代金を納付してください。納付済の契約保証金は、全額を売却代金に充当しますので、売却代金と契約保証金との差額を納付してください。

イ 契約保証金は、納付期限までに売却代金の支払いが行われなかった場合には、市に帰属することになります。

【注】契約保証金は、その受入期間について利息を付しません。

ウ 売買代金の分割払いはできません。

7. 所有権移転登記等

(1) 所有権は、売却代金の支払いが完了したときに移転します。

(2) 土地の所有権移転登記の手続きは、売却代金の完納確認後、えびの市で行います。また、所有権移転登記が完了次第、契約者に登記識別情報をお渡しします。

(3) 所有権移転登記に要する一切の費用（登録免許税等）は、落札者の負担となります。

【注1】共有名義で売買契約を締結したときは、当該共有名義で所有権移転登記を行います。

【注2】契約者は、対象物件の所有権移転登記前に、当該物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

8. その他

問合せ先 〒889-4292 宮崎県えびの市大字栗下 1292 番地

えびの市役所 財産管理課 管財係

TEL 0984-35-1120（直通）

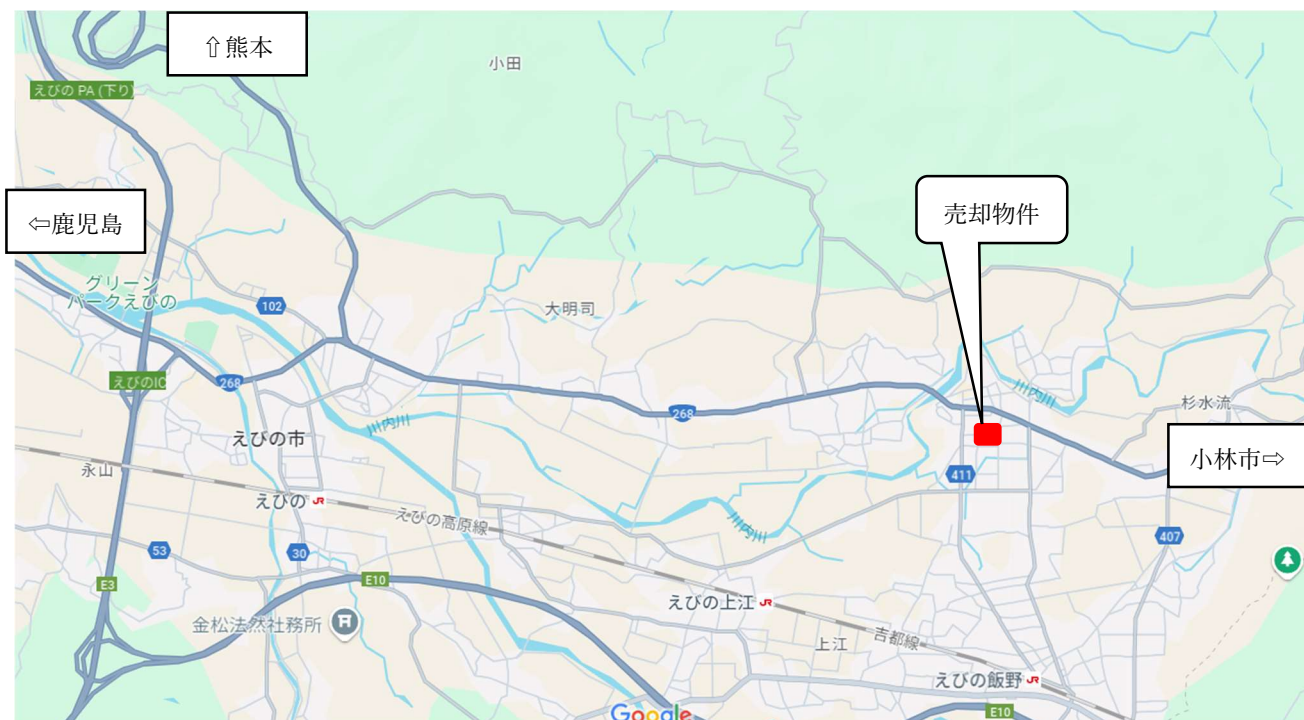
FAX 0984-35-0401

E-mail zaisan@city.ebino.lg.jp

物 件 調 書

		売却価格		5,000,000 円
不動産の表示	所 在	宮崎県えびの市大字原田字恵比須田		
	地 番	3215 番 2		
	地 目	宅地		
	地 積	400.75 m ²		
道路と敷地との関係		幅員約 4.6mの舗装市道に面している		
法令に基づく 制 限	都市計画区域		用途地域	第二種中高層住居専用地域
	建ぺい率	60%以下	容積率	200%以下
供給処理施設の 状 況	施設の種類		状 況	事業所等
	電 気	可	地上配線	九州電力都城営業所(0120-879-560)
	上水道	有	口径 13 mm	えびの市水道課(0984-35-1113)
	下水道	無		
	ガ ス	無		
公共施設等	えびの市役所本庁			物件の西方 約 6.35 km
	えびの市役所 飯野出張所			物件の北方 約 0.68 km
	えびの市立飯野小学校			物件の北方 約 0.16 km
	えびの市立飯野中学校			物件の東方 約 0.46 km
	宮崎県立飯野高等学校			物件の東南方 約 0.58 km
	えびの郵便局			物件の西南方 約 0.32 km
	えびの市立病院			物件の西南方 約 0.42 km
	J R えびの飯野駅			物件の南方 約 2.04 km
	九州自動車道 えびの I C			物件の西方 約 6.53 km
留意事項	物件は、現状での引渡しとなります。 物件の北側（市道）との境界付近にコンクリート（解体したブロック塀の基礎）があります。			

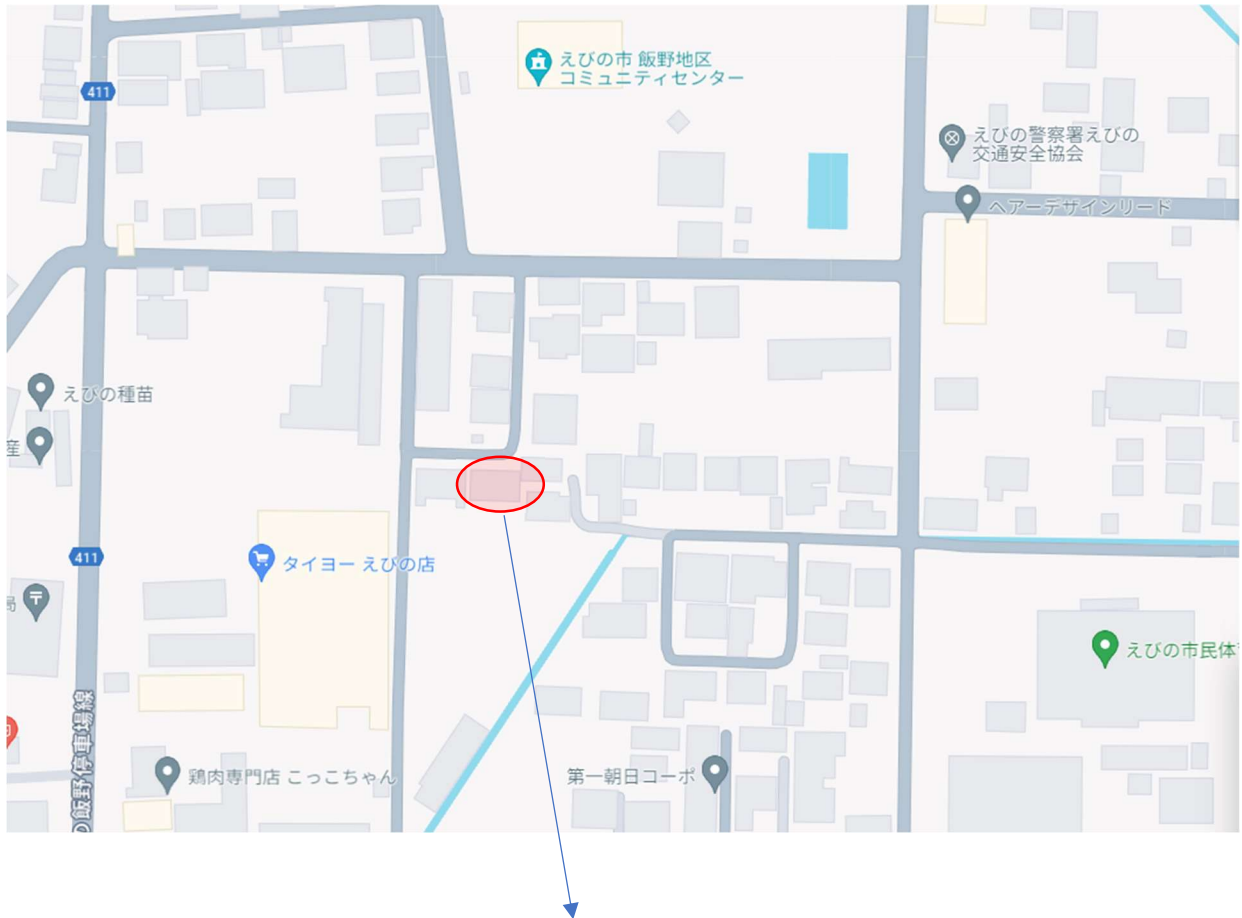
案内図(広域)



案内図(拡大)



位置図及び現況写真



登記事項証明書写し（縮小）

公用

宮崎県えびの市大字原田3-2-15-2

全部事項証明書

(土地)

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成13年3月26日	不動産番号	3523005117138
地図番号	R15-44-2、R15-44-4、R15-45-1、R15-45-3 国調確認	筆界特定	余白		
所 在	えびの市大字原田字恵比須田			余白	
① 地 番	②地 目	③ 地 積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕		
3215番2	田	492	余白		
余白	宅地	492 00	②③昭和54年7月1日地目変更 〔昭和54年11月12日〕		
余白	余白	余白	管轄転属により登記 平成13年3月26日		
余白	余白	482 97	③錯誤 〔平成26年2月27日〕		
余白	余白	400 75	昭和54年7月1日一部地目変更 ③3215番2、3215番68に分筆 〔平成26年2月27日〕		

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和45年10月29日 第3865号	原因 昭和45年10月14日売買 所有者 えびの市 順位7番の登記を移記
	余白	余白	管轄転属により登記 平成13年3月26日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年9月2日

宮崎地方法務局小林出張所

登記官

中 武 誠 一 郎

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

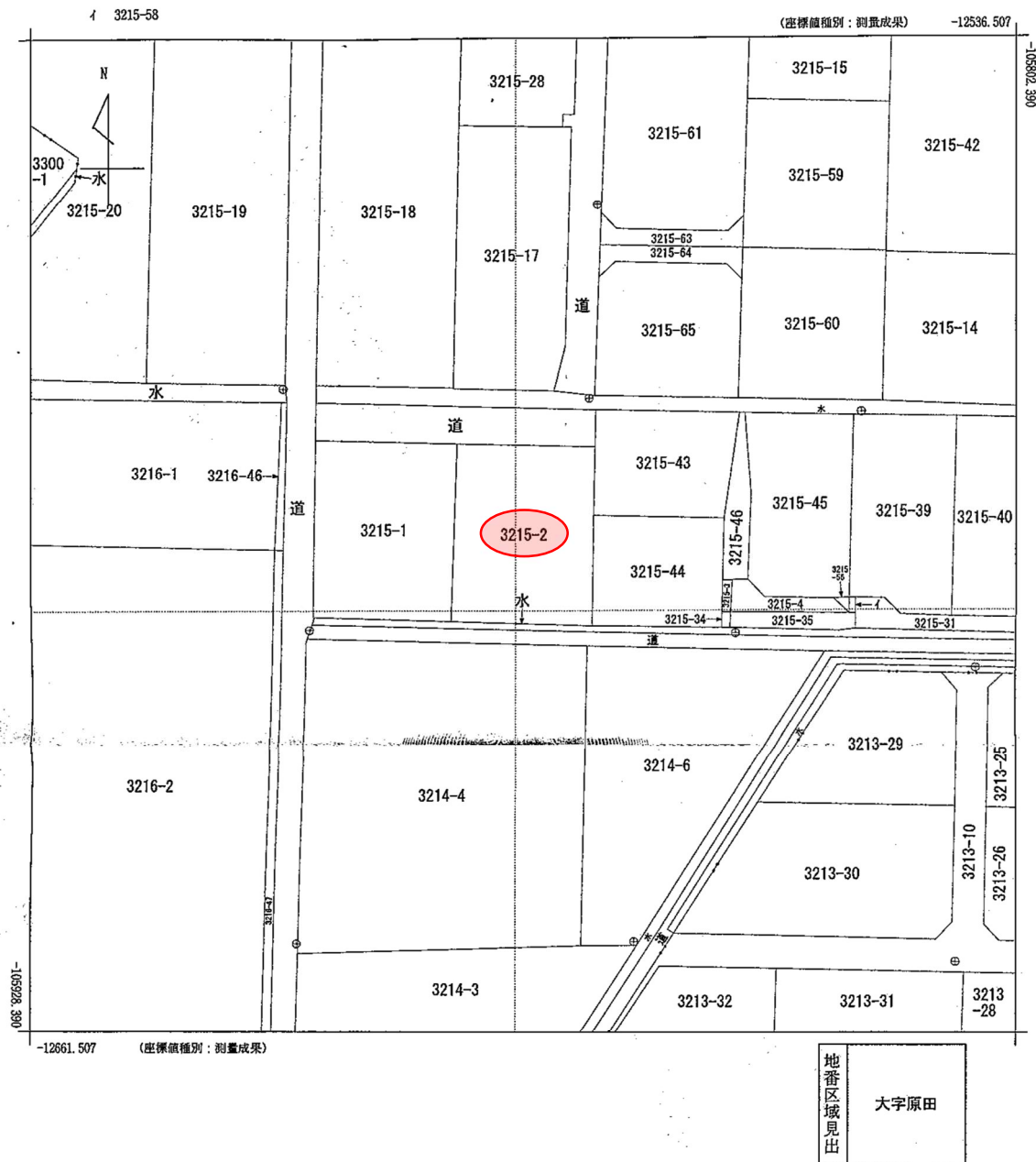
整理番号 D54226 (1/1)

1/1



公図写し（原本を縮小したもの）

売却物件：3,215 番 2



請求部	所在	えびの市大字原田字恵比須田				地番	3215番2			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	II	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地図図
作成年月日	令和2年11月1日			備付年月日(原図)	令和4年2月24日			補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年9月2日
宮崎地方法務局小林出張所
登記官

請求番号：21-1
(1/1)

中武誠一郎



公用

